

受入書面一覧

受入れが決定しましたら、下記書類をご準備ください。
詳細は次ページの補足説明をご確認ください。

| 書類名 | 部数 | 提出時期 | 提出先 | 提出が必要な方 |
|--|------|---------------------|-------|---|
| 受入書面 | | | | |
| 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書 (又は学生保険加入証明書) ※1 | 原本1部 | 実習開始日から 14日以前 ※2 | 拠点担当者 | 全員 |
| 宿舍貸与申請書 (様式3) | 原本1部 | 実習開始日から 16日以前 ※3 | 受入担当者 | 宿舍の貸与を希望される方 (且つ実習実施場所が高崎・東海・木津・播磨・那珂のテーマの場合。) |
| 特殊健康診断結果証明書 | 写し1部 | 実習開始日 | 受入担当者 | 実習で特殊作業に従事される方 |
| 放射線管理手帳又は被ばく歴当証明書 | 原本1部 | 実習開始日 | 受入担当者 | 実習で放射線作業に従事される方 |

※1 学研災及び付帯学研賠以外の、当該保険と補償内容が同等の保険に加入している場合は、その保険加入証明書をご提出ください。

※2 実習開始月が7月の方は、受入通知を受取り後、速やかに提出してください。

※3 実習開始月が7月の方は、実習期間・入寮日確定後、速やかに提出してください。

- 外国籍の方は、輸出管理の観点等から必要書類の提出をお願いする場合があります。
該当される方には、受入担当者又は拠点担当者から御連絡いたします。
- 提出・問い合わせ先の住所等は、別紙5に記載してあります。
- 提出いただいた書類は返却いたしません。

受入書面補足説明

1. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書(様式4-1) (又は学生保険(学研災及び付帯学研賠以外)加入証明書(様式4-2))

【全員】

量研は、財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入していることを条件としてQSTサマースクール生を受け入れます。ただし、補償内容及び補償額が同等であれば、当該保険以外の保険でも認めます。学研災及び付帯学研賠に加入している場合は様式4-1、その他の学生保険に加入している場合は様式4-2の証明書を作成してください(所属学校指定の様式がある場合は、QSTの提示した様式でなくても構いません。)。本証明書は実習開始日の14日以前に別紙5の拠点担当者へ提出してください。実習開始月が7月の方は、受入決定の通知を受け取った後、速やかに拠点担当者へ提出してください。

●必要な補償内容

| | 補償内容及び補償額 | 備考 |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 学生教育研究災害傷害保険 | 死亡保険金、医療保険金等の補償額は問わない。(加入していれば可。) | <ul style="list-style-type: none"> ・Bタイプ。 ・通学中等障害危険担保特約を付加していることが望ましい。 ・その他の特約については、必要に応じて加入していることが望ましい。 |
| 学研災付帯賠償責任保険 | 対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円。(免責金額0円。) | <ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのコースに加入。(ただし、Bコース(インターンシップ賠)の場合は、QSTサマースクールにおいて発生した損害等をBコースの内容で補償してもらえるか所属学校に要確認。) |

2. 宿舍貸与申請書(様式3)

【宿舍の貸与を希望される方(実習実施場所が那珂地区・東海地区・〇〇地区の方に限る。)]

宿舍貸与を希望される方で、実習実施場所が高崎・東海・木津・播磨・那珂地区の方は、様式3をご提出ください。必要に応じて実習期間の前日から入寮することも可能です。

3. 特殊健康診断等結果証明書(写し)【特殊作業に従事する方のみ】

特殊作業に従事する実習テーマを選択した方は、該当する作業(放射線、動物、有機溶剤、特定化学物質、レーザー他)について受入担当者に確認し、必要な健康診断を受診してください。量研は、学生を対象とした健康診断は実施していません。派遣元又は医療機関等で受診してください。実習開始日に特殊作業健康診断結果証明書の写しを受入担当者に提出してください。

4. 放射線管理手帳又は被ばく歴等証明書(様式5)【放射線作業に従事する方のみ】

放射線作業に従事する実習テーマを選択された方は、放射線作業従事者の登録を行いますので、放射線管理手帳を実習開始日に受入担当者に提出してください。放射線管理手帳がない方は、派遣元に相談して被ばく歴等証明書(様式5)を作成し、実習開始日に受入担当者に提出してください。また、電離放射線障害防止規則に基づく健康診断の結果(実習開始日より6ヶ月未満のもの)を、実習開始日に受入担当者に提出してください。

※ 実習を実施する場所、実習で使用する装置等によって、外国籍の方に、輸出管理等の観点等から、必要な書類を提出していただく場合があります。提出が必要な方には、受入担当者又は拠点担当者から御連絡いたします。また、実習で提供する内容によっては、手続に時間がかかる場合があります。